

Q



災害後の住宅修理トラブル

台風で屋根の一部が壊れたので、慌ててチラシの業者に連絡して来てもらいました。ブルーシートを掛ける応急処置をもらった後、業者から「屋根を全面葺き替えたほうがいい」と高額な工事を提案され、すぐ契約して工事代金を振り込みました。数ヶ月経ちましたが、工事を始めてもらえません。

自然災害によって住宅の修理が必要となった場合でも、慌てずに、可能な限り複数の業者から見積もりを取って比較検討しましょう。工事内容や価格に関して不明な点があれば業者へ確認したり、周囲に相談するなど、慎重に契約しましょう。

日頃から、安心して依頼できる業者に関する情報を集めておくことも大切です。

高額な費用の前払いは避け、できるだけ完成後の支払いを主とした契約にしましょう。

災害後は、不安につけこむ便乗商法と疑われる被害も増加しますので、ご注意ください。

A



10月の消費生活相談(専門相談員による面談)

西濃6町のどこでも相談ができます(予約優先)。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	10/6(火)、20(火)	22-1152
関ヶ原町	10/13(火)、27(火)	43-0070
養老町	10/5(月)、19(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	10/12(月)、26(月)	27-3111
輪之内町	10/1(木)、15(木)	68-0185
安八町	10/8(木)、22(木)	64-3111